ふるさと納税 「ワンストップ特例制度」

※制度の適用を受けようとする場合は、下記に記載の内容をご理解いただき、 申請書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

平成27年4月以降に寄附を行う「ふるさと納税」について、確定申告が不要な給与所得者等が、確定申告を行わなくても、行った場合と同額が住民税から控除される仕組みの「ワンストップ特例制度」が始まります。

今まで所得税と住民税から控除されていたものが、この特例制度の適用を受けた場合、本来所得税から控除すべき相当分が、翌年度の住民税から控除されます。

寄附情報も、確定申告した場合は税務署から居住市区町村へ通知されますが、この制度の適用を受けると「ふるさと納税」を受けた市区町村から居住市区町村へ通知されることとなるため、確定申告が不要となります。

ただし、この制度の適用を受けるためには条件があり、それは以下の通りです。以下を満たしていない方は、この制度の適用を受けることができず、今までと同様に確定申告が必要となりますのでご注意ください。

- 1. 平成27年4月1日以降の寄附が対象
- 2. 確定申告を行わない給与所得者等
- 3. 寄附をする自治体が5箇所以内



ふるさと納税者

③ ふるさと納税 + 特例申請書の提出



ふるさと納税先団体

① ふるさと納税をした翌年度分の 住民税の減税



② 納税者情報やふるさと納税情報の 通知(控除申請の伝達)

居住市町村